

鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、境漁港の高度衛生化に伴い発生する電動フォークリフト（電動運搬具を含む。以下同じ。）の購入に要する経費を補助することにより、一時的な負担の増加を軽減し、高度衛生管理型市場への移行を円滑に進めることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年5月31日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第 12 条（第 4 項を除く。）、第 13 条、第 14 条、第 16 条第 2 項後段、第 17 条、第 25 条及び第 26 条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第 2 号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第 3 号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第 7 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第 8 条 補助事業者は、第 6 条の規定により付した規則第 12 条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第 2 号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 12 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業の中止及び廃止を定めなければならない。

（指示等の報告）

第 9 条 補助事業者は、第 6 条の規定により付した規則第 13 条又は第 16 条第 2 項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第 10 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から 30 日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 30 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 4 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、市場区域内で使用することとしていたエンジンフォークリフトを処分した場合において、処分に伴う収益があるときは、様式第 5 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、収益に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第 11 条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、境港水産事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

この要綱は、平成29年7月18日から施行し、平成29年度事業から適用する。

この要綱は、平成30年2月28日から施行し、平成29年度事業から適用する。

この要綱は、平成30年7月11日から施行し、平成30年度事業から適用する。

この要綱は、平成31年3月13日から施行し、平成31年度事業から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 間接 補助 事業	2 事業実 施主体	3 間接補助対象経費	4 間 接 補助率	5 間接交 付主体	6 補助率
電動フ ォーク リフト 導入事 業	卸売業者	○市場内で使用する電動フォークリフトの購入に要する経費として下記により算定した経費 (算定式) 「電動フォークリフトの購入費」 － 「エンジンフォークリフト売却収入」	2 / 3	境港市	1 / 3 (1台当り上限額1,100千円)
	仲卸業者及び売買参加者	・既存のエンジンフォークリフトを他で活用する場合は、それに対応する電動フォークリフトの購入費は補助対象経費としない。			1 / 3 (1台当り上限額900千円)

様式第1号（第4条、第10条関係）

〇〇年度鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化事業計画（実績報告）書

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

事業実施主体	規格及び台数	購入費(A)	売却収入(B)	差引(A)-(B) (補助対象経費)	備考

注1)同一規格のフォークリフトについては、まとめて記載してもよい。

2)計画時点での売却収入は、「0円」で算定すること。

3)実績報告に当たっては、売買契約書及び売却収入が確認できる書面の写しを添付すること。

(2) 経費の配分

事業内容	負担区分				備考
	県費	市費	その他	合計	

2 他の補助金の活用の有無 [有 ・ 無]

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のどちらかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

補助金名	事業内容	問い合わせ先		
		所管団体	部署名	連絡先(電話番号)

3 消費税の取り扱い [一般課税業者 ・ 簡易課税業者 ・ 免税業者]

様式第2号（第4条、第10条関係）

〇〇年度鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化事業収支予算（決算）書

1 収入

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村					
その他					
合 計					

2 支出

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村					
その他					
合 計					

年 月 日

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「電動フォークリフト導入事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化補助金交付要綱（平成29年3月29日付第201600198864号鳥取県境港水産事務所長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

様

職氏名（印）

〇〇年度鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化事業仕入控除税額確定報告書

年月日付第〇〇〇〇号により交付決定を受けた〇〇年度鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化事業補助金に係る仕入控除税額が、下記のとおり確定したので報告します。

記

- 1 交付決定額に係る仕入控除税額
金 円
- 2 実績報告時の仕入控除税額（年月日付け報告済）
金 円
- 3 消費税の申告により確定した仕入控除税額（今回報告）
金 円

※添付資料

3の金額の積算の内訳等

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

職氏名（印）

〇〇年度鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化事業リフト処分報告書

年月日付第〇〇〇号により交付決定を受けた〇〇年度鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化事業補助金に係る実績報告において市場区域内で継続使用することとしていたエンジンフォークリフトを、下記のとおり処分したので報告します。

記

- 1 エンジンフォークリフトの処分年月日 年 月 日
- 2 処分の内容 (1)売却 (2)更新に伴う下取り (3)市場外利用へ転用
- 3 添付書類 (1)売却：売却代金及び売却費用のわかるもの
(2)更新に伴う下取り：下取り金額がわかるもの(売買契約書の写しなど)